

広島県告示第六百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によつて、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十五年九月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
石泌尿器科医院	呉市本町九番一九号	平成二五年三月二七日
たかはしメンタルクリニク	三原市頼兼一丁目一番三号	平成二五年七月二日
クルーズ薬局頼兼店	三原市頼兼一丁目一番四号	平成二五年七月二日
さくらんぼ薬局	尾道市高須町四八 三番地二二号	平成二五年七月二日
福富内科外科医院	東広島市福富町久芳一五三九番地二七	平成二五年六月二日
コスモス薬局福富店	東広島市福富町久芳一五三九番地二七	平成二五年六月二日
医療法人社団永慈会 永田内科医院	安芸郡府中町青崎中二四番一六号	平成二五年六月二日
オール薬局向洋店	安芸郡府中町青崎中二四番一六号	平成二五年六月二日
くすおか整形外科クリニク	安芸郡海田町新町一七番八号	平成二五年六月二日
正覚クリニク	世羅郡世羅町安田六番地二	平成二五年七月二日